平成２２年（フ）第３１３号
札幌市白石区北郷８条８丁目１番３―102号
債務者　武澤　博幸
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４２号
札幌市北区あいの里４条１丁目１番11号
債務者　佐藤　史博
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７４号
札幌市白石区南郷通６丁目北２番14号　オーシャンパレス105号
債務者　藤根　　力
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７９号
札幌市清田区里塚３条３丁目９番５―501号
債務者　南　　博行
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９７号
札幌市東区北36条東27丁目２番12―1001号
債務者　伊地知岸子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０２号
札幌市手稲区稲穂４条２丁目１番11―101号
債務者　佐藤　文彦
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２０号
札幌市北区あいの里３条８丁目13番７号
債務者　内藤　　鴻
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２１号
札幌市北区あいの里３条８丁目13番７号
債務者　内藤　若子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２２号
札幌市白石区菊水上町３条２丁目52番地143　コーポ富美310号
債務者　金子　正男
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３３号
北海道石狩市樽川９条１丁目115番地
債務者　柏崎　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６２号
札幌市西区二十四軒１条２丁目２番１号
債務者　畑　　敬子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３号
青森県十和田市西二十一番町25番20号
債務者　成田　金光
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１４号
青森県十和田市西一番町１番25号
債務者　伊藤　明彦
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１５号
青森県十和田市東十二番町７番27―３号　富地団地16号
債務者　楢舘　ルミ
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１３号
山形県酒田市西野町６番36号
債務者　水元　浩一
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１４号
山形県酒田市高砂２丁目３番26号、前住所山形県酒田市東泉町２丁目12番地の17　２号
債務者　畠山　清和
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第４号
群馬県高崎市上並榎町677番地
債務者　塚越　鉄也
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１７２６号
さいたま市南区松本１丁目３番11号
債務者　長井　郁子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係